

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じ、配偶者が育児休業をしている国会職員について育児休業等を行うことができるようにするとともに、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした国会職員について再度の育児休業を行うことができるものとする。

二、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。